

十地可考

〔倭名類聚抄二神靈〕太白神

新撰陰陽書云、太白神

和名比止、米久利

〔拾芥抄下方角〕天一太白方事

件方可忌、正方一辰也、假令十丈者、以一丈五尺六寸六分爲正方、此外非忌限、大將軍王相諸禁

忌方角皆同之、

天一太白自大將軍、王相、八卦忌方、重可忌避、是件大將軍方等、日數久之故也、見保憲勸文之由、宗明

朝臣所談也、保憲說云、隣里犯土、大將軍、王相方忌、四十五步內、八卦方忌、三百步內、四丁餘也、但自

身犯土造作者、不論遠近、猶可忌之、

土氣法土公文云者、還本所也、春釜、夏門、秋井、冬寢殿也

郭邑之內可忌四十五步二十郭邑之外、可忌二十五步十五、隔阡河洞及人家無忌光榮云、郭邑或謂城郭、或謂村

一保四町可定、歟云々

〔簾中抄下方違附土忌〕太白一〇夜めぐ一日、十一日、二十一日、この日は卯にあり、その後、しだいに八

方にめぐる、九日、十日は天地にありといへり、これも大將軍のいみのごとし、そなたに行てと、

まらざるなり、たゞし、正方をいむなり、正方とは、東にあれば、東六町に、北南ひろさ一町づ、をい

ふなり、六町より遠くならば、次第にその程ははからふべし、いまのくりかたもかくのごとし、

〔大和物語上〕監の命婦のもとに、中務宮おはしまし、かよひけるを、方のふたがれば、こよひはえな

むまうでぬとのたまへりければ、その御かへしごと

逢ことのかたは、さのみぞふたがらん、一夜めぐりのきみとなれ、ばとありければ、方ふたが

りたりけれど、おはしまして、なんおほとのごもりにける略

〔中右記〕嘉保三年〇永長正月十日、從殿下有召、則馳參、明日行幸御出方角沙汰也、明日太白神〇在東